

6 学振第 1 2 5 8 号
令和 6 年 1 0 月 4 日

関係私立学校設置者 様

愛知県県民文化局長

学校法人会計基準の一部改正等について（通知）

令和 6 年 9 月 30 日付け 6 文科高第 1045 号で文部科学省高等教育局私学部長から、学校法人会計基準の一部を改正する省令及び私立学校振興助成法施行規則の公布について、別添のとおり通知がありました。

これらの省令の内容は、私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準が、ガバナンス強化の観点からステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として私立学校法に位置づけられたことを踏まえて、各種規定を整備するものです。

改正後の学校法人会計基準については、令和 7 年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用されることとなりますので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、これらの省令の施行のために必要な通知等については、後日、発出します。

担 当	学事振興課私学振興室 指導グループ
電 話	052-954-6186（ダイヤルイン）
F A X	052-971-9889
電子メール	shigaku@pref.aichi.lg.jp